

松江市子宮がん施設検診事業実施要領

1. 目的

この要領は、松江市が健康増進法に基づき実施する子宮がん検診及び妊婦健診時の子宮がん検診について必要な事項を定め、子宮がんの早期発見、早期治療を推進することにより、市民の健康の保持増進に資することを目的とする。

2. 対象者

1) 子宮頸がん検診

松江市内に住所を有する職場等で検診を受ける機会がない20歳以上（年度末年齢）の女性または松江市妊婦一般健康診査受診票を持参した者とする。ただし、頸部細胞診及びHPV検査の結果、3年後受診と判定された者については、3年に1回の受診とする。

2) HPV検査

子宮頸がん検診受診者のうち、25歳（4月1日現在）以上の者とする。ただし、頸部細胞診及びHPV検査の結果、3年後受診と判定された者については、3年に1回の受診とする。

3) 子宮体がん検診

子宮頸がん検診受診者（妊婦健診は除く）のうち閉経後で6ヶ月以内に不正性器出血があった者または子宮内膜肥厚を認めた者とする。なお、これらの条件に該当しない場合であっても、医師が必要と認める場合は対象とする。

3. 実施主体

実施主体は松江市とし、県、松江市医師会、医療機関等と協力して実施する。

4. 実施機関

実施機関は以下に定める実施方法で検診が実施できる医療機関等（以下「受託機関」という。）とする。

5. 検診の実施

1) 予約受付

受託機関において検診の予約受付を行う。

なお、検診当日には、がん検診受診者はがん検診等受診券を、妊婦健診時の子宮がん検診受診者は松江市妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)を必ず持参することを確認する。

2) 受診者への説明

受診者に対し、「説明用紙」等を使用して精密検査の内容や方法、検診の有効性と限界並びに個人情報の取り扱いについて説明する。

3) 検診項目

問診、視診、及び細胞診を基本とする。

問診等により医師が必要と認めた場合には、本人の同意を得て子宮頸がん検診にあわせて引き

続き子宮体部の細胞診を実施する。また、25歳以上の受診者が希望する場合は、HPV検査をあわせて実施する。

(1) 問診

妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取する。

不正性器出血とは通常の月経以外の出血のことで、閉経後出血、不規則な出血、褐色帯下等出血に起因するすべての状態を含む。従って問診の際にはこのような状態を正しく把握するよう留意する。

(2) 視診

陰鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

(3) 細胞診

①子宮頸部

細胞診は液状化検体細胞診法(LBC法)または塗抹法で行う。子宮頸部の細胞診については、子宮頸管及び陰部表面の全面擦過法(ブラシを推奨)によって、検体を採取し、迅速に固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

②子宮体部

子宮体部の細胞診においては、内膜の擦過によって子宮内膜細胞を採取するが、対象者は主として更年期又は更年期以後の女性であることから、子宮頸管が細くなっていること等を考慮し、挿入しやすいように内膜細胞診用ブラシの先を湾曲させて準備しておくことが望ましい。内膜の細胞診は細胞・組織の構築異常を重視するので、ガラスの上でブラシをピンセットで弾くようにして塗抹する方法が推奨される。

(4) HPV検査

HPV検査は、ハイブリットキャプチャー法等により行う。

4) 検査機関

(1) 検体の顕微鏡検査は、十分な経験がある医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。

①松江市医師会附属臨床検査センター

②松江市立病院

③松江赤十字病院

④その他市長が認める機関

この場合において、医師及び臨床検査技師は公益財団法人日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

(2) 受託機関は、検査機関等を様式第1号により市へ報告するものとし、検査機関等を変更したときは速やかに松江市に報告しなければならない。

(3) がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行う。

(4) 判定後の標本は、検査機関において少なくとも5年間保存しなければならない。

6. 結果の区分等

1) 子宮頸部の細胞診の結果は、ベセスダシステムによって分類し、精密検査の必要性の有無を決定する。なお、検体が不適正であった場合には、再度子宮頸部の細胞診を実施する。

- 2) 子宮体部の細胞診の結果は、「陰性」「疑陽性」「陽性」に区分する。
- 3) HPV 検査の結果は、「陰性」「陽性」に区分する。
「陽性」の場合、可能であれば該当する型を選択する。
- 4) 検査機関は、細胞診等の結果判明後、速やかに受託医療機関に通知する。

7. 判定・指導区分等

1) 子宮頸がんの判定・指導区分

細胞診検査の結果とHPV検査の結果は、次のとおり判定・指導する。

HPV 検査	細胞診検査結果 (ベセスダシステム分類)	判 定	受診間隔
陰性	N I L M	異常なし	3 年後受診
	A S C－U S	要定期検査	1 年後受診
	・ A S C－H ・ L S I L ・ H S I L ・ S C C ・ A G C ・ A I S ・ Adenocarcinoma ・ Other	要精密検査	要受診
	判定不能	要再検査	再検査
陽性	N I L M	要定期検査	1 年後受診
	・ A S C－U S ・ A S C－H ・ L S I L ・ H S I L ・ S C C ・ A G C ・ A I S ・ Adenocarcinoma ・ Other	要精密検査	要受診
	判定不能	要再検査	再検査
検査なし	N I L M	異常なし	1 年後受診
	A S C－U S	①HPV検査実施 ②6 ヶ月後再検査 ③精密検査 のいずれかを実施	要受診
	・ A S C－H ・ L S I L ・ H S I L ・ S C C ・ A G C ・ A I S ・ Adenocarcinoma ・ Other	要精密検査	要受診
	判定不能	要再検査	再検査

2) 子宮体がんの判定・指導区分

原則として、細胞診結果が「疑陽性」及び「陽性」の者は「要精検」とし、医療機関において精密検査を受診するよう指導する。

「陰性」の者は、その他の臨床症状を勘案した上で精密検査受診の可否を決定する。精密検査

受診の必要がない者については、日常生活において不正性器出血等に注意するよう指導する。

「判定不能」の場合は、受託機関において再検査を行う。

8. 検診結果の通知・報告

1) 受診者への結果通知

受託機関は、検診結果、精密検査の必要性の有無、及び次回の検診時期等を「松江市子宮がん検診記録票」(様式第2号)に記載し、受託機関の負担において速やかに受診者へ通知しなければならない。

ただし、妊婦健診時の場合は、検診結果、精密検査の必要性の有無等を「松江市妊婦一般健康診査受診票(医療機関委託健康診査)」第1回目の受診券の子宮頸がん検診の欄に記載し、受託機関の負担において受診者の母子健康手帳等へ結果並びにがん検診受診間隔を記入した上で説明する。

なお、精密検査の必要があると判断した場合には、「松江市子宮頸がん検診精密検査依頼書(紹介状)」(様式第3号)または「松江市子宮体がん検診精密検査依頼書(紹介状)」(様式第4号)(以下、「精検依頼書」という。)を作成し、松江市返信用封筒等を添えることとする。

2) 市への結果報告

(1) 受託機関は、検診結果判定後、施設検診総括表(様式第5号)、検診記録票(様式第2号-1)、その他必要書類を揃えて速やかに松江市へ報告する。

ただし、妊婦健診時の請求については、別途契約書に定める通りで報告する。

(2) 松江市は、受理した検診内容を速やかに確認し、修正が必要な場合は当該受託機関に修正を依頼する。その場合、受託機関は遅滞なく修正を行い、松江市に報告する。

9. 検診に係る情報の帰属

受託機関が検診を通じて収集した情報は、全て松江市に帰属する。

10. 検診の事業評価

1) 子宮がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であることから、松江市は別紙1に示した「子宮頸がん検診(細胞診)のためのチェックリスト(市区町村用)」を用い、当該点検表に記載された事項が確実に実施されているか確認を行い、検診の実施状況を把握した上で、松江市医師会、検診実施機関等関係者と十分協議を行い、実施体制の整備に努めるものとする。また、島根県生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定や実施方法等の改善を行うこととする。

なお、子宮がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について(平成20令和5年36月)」を参照することとする。

11. 受託機関

- 1) 受託機関は、適切な方法及び精度管理の下で子宮がん検診が円滑に実施されるよう、別紙 2 に示した「松江市子宮頸がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）」を用い、当該点検表に記載された事項が確実に実施されているか確認を行い、細胞診等の精度管理に努める。また島根県生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に従い、実施方法等の改善に努める。
- 2) 受託機関は、子宮がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。

1 2. 判定不能及び精密検査結果の取り扱いと追跡調査

- 1) 松江市は、子宮がん検診の結果、頸部細胞診結果が「判定不能」のものについて、受託機関に「子宮がん検診判定不能照会票」（様式第 6 号）を用いて照会する。照会のあった受託機関は様式第 6 号にて再検査結果を松江市へ報告する。
- 2) 受託機関及び精密検査実施機関は、精密検査受診者の精密検査結果を松江市へ報告する。
- 3) 精密検査依頼書（様式第 3 号、第 4 号）により診察した精密検査実施機関は、返信用封筒にて精密検査報告書（様式第 3 号-1、様式第 3 号-2、様式第 4 号-1、様式第 4 号-2）を松江市に提出する。松江市はその精密検査報告書（様式第 3 号-2、様式第 4 号-2）を受託機関へ転送する。
- 4) 松江市は、精密検査報告書の返信が一定期間ない要精密検査者について、時期を定めて受託機関に「松江市子宮がん検診精密検査照会票」（様式第 7 号）を用いて照会する。照会のあった受託機関は、精密検査実施機関と連絡を取り該当者の精密検査結果の把握を行い、送付された様式第 7 号にて松江市に返信する。
- 5) 松江市は 4) の追跡調査で精密検査受診状況を把握できない要精密検査者について、訪問、電話等で受診状況を確認する。把握できた未受診者に対して、改めて精密検査受診勧奨を行う。

1 3. 最終診断調査の実施

- 1) 松江市は精度管理の一環として、松江市子宮がん検診事業検討会議で定めた「子宮がん検診最終診断調査票」（様式 8 号）により、時期を定めて受託機関に最終診断調査を依頼する。
- 2) 受託機関は、精密検査実施機関等関係機関と連絡を取り、最終診断調査及び治療結果の把握に努め、送付された様式第 8 号に記入し松江市へ提出する。
- 3) 松江市は、把握した最終診断調査結果について、松江市子宮がん検診事業検討会で報告し、子宮がん検診の精度管理に努める。

1 4. 記録の整備と管理

- 1) 受託機関は、問診も含めた検診結果を少なくとも 5 年間保存しなければならない。
- 2) 松江市は、検診受診者の氏名、生年月日、年齢、住所、過去の検診受診状況、子宮頸部、子宮体部及びHPV検査の結果、要精密検査とされた者の精密検査結果、最終診断調査結果に係る記録等の整備と管理を行う。

15. 個人情報の保護

松江市、受託機関、検査機関等の関係者は、検診結果の取り扱いに特に留意し、秘密を保持しなければならない。

16. 契約の締結

松江市と受託機関とは、実施要領に基づく事業、及び松江市がん検診等実施要綱に基づく検診料金の収納業務について委託契約を締結し、事業を実施するものとする。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。